

5. 世界の非核兵器地帯

条 約 名	トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ地域における核兵器の禁止に関する条約）
署名・発効	署名：67年 2月14日 発効：68年 4月22日 改正：90年 7月 3日 改正：91年 5月10日 改正：92年 8月26日
締約の状況	<条約の対象・・・域内33ヶ国> <批准国> アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリヴィア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、ドミニカ、エクアドル、エル・サルヴァドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、セント・ルシア、セント・クリストファー・ネイビス、セント・ビンセント、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ、ヴェネズエラ <署名国> キューバ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、西半球（アメリカ合衆国の大陸部分及びその領海を除く）の境界内に適用される。 <義務> ・締約国領域内における、核兵器の実験、使用、製造、生産、取得、受領、貯蔵、設置、配備及び所有の禁止並びに防止。 ・締約国は、直接的にも間接的にも核兵器の実験、使用、製造、生産、所有及び管理に関与、奨励、許可及び参加することを慎む。 <IAEAとの関係、検証制度> ・IAEAとの保障措置協定締結義務 ・IAEAによる特別査察の実施 <その他> ・核兵器の定義 ・平和目的核爆発の容認 ・効力発生要件
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	追加議定書Ⅰ（米、英、仏、オランダ） ・本条約の適用地域に属領を有する全ての域外国は、当該属領において非核化に関する本条約の規定を適用。 ・IAEAとの保障措置協定締結義務 追加議定書Ⅱ（米、英、仏、露、中国） ・核兵器国は、この条約によって設定される非核武装化の状態をその目的及び規定に従い完全に尊重する。 ・核兵器国は、域内において、条約第1条の定める締約国の義務（核兵器の実験、製造、生産及び取得を行わず、自国の領域内での核兵器の実験、製造、生産、管理等を禁止する等）に違反する行動の遂行を助長しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、核兵器の使用又は使用の威嚇を行わない。
核兵器国の対応	追加議定書Ⅰ 全て批准済み（米、英、仏、オランダ） 追加議定書Ⅱ 全て批准済み（米、英、仏、露、中国）

条 約 名	ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約）
署名・発効	署名：85年 8月 6日 発効：86年12月11日
締約状況	<条約の対象・・・太平洋諸島フォーラム(PIF)加盟の16の国と地域> <批准国> 豪、フィジー、サモア、キリバス、ナウル、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ソロモン諸島、トゥヴァル、ヴァヌアツ、クック諸島*、ニウエ*（*は地域） <署名国> トンガ <未署名国> ミクロネシア、マーシャル諸島、パラオ
主な内容	<適用範囲> ・条約は、別段の規定がない限り南太平洋非核地帯内の領域（内水、領海、群島水域、その海底及び地下、陸地並びにその上空）に適用される。 <義務> ・締約国は南太平洋非核地帯内外において核爆発装置の製造、取得、所有及び管理しない。 ・締約国は自国領域内の核爆発装置の配置及び実験を防止する。 ・締約国は域内海洋へ放射性廃棄物及び他の放射性物質を投棄せず、また、領海内での投棄を防止する。 ・他の者による域内海洋への投棄を援助・奨励しない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・平和的原子力活動へのIAEA保障措置の適用 ・締約国の代表により構成される協議委員会の決定により特別査察を実施。 <他の国際法との関係> ・海洋の自由に関する国際法上の国家の権利又は権利の行使を害しない。
（全ての又は一部の）核兵器国が対象となる議定書	第1議定書（米、英、仏） ・本条約の適用地域の属領を有するすべての域外国は、当該属領において本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）を適用。 第2議定書（米、英、仏、旧ソ連、中国） ・核兵器国は、本条約及び第1議定書の締約国に対し、核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第3議定書（米、英、仏、旧ソ連、中国） ・核兵器国は、域内（含む公海）で核爆発装置の実験を行わない。
核兵器国の対応	第1議定書 英、仏は批准済み。米は署名のみ。 第2議定書 中国、旧ソ連、英、仏は批准済み。米は署名のみ。 第3議定書 中国、旧ソ連、英、仏は批准済み。米は署名のみ。

条 約 名	東南アジア非核兵器地帯条約
署名・発効	署名：95年12月15日 発効：97年 3月27日
締約状況	<条約の対象・・・東南アジア諸国10ヵ国> <批准国> ブルネイ、カンボディア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、 ヴィエトナム <署名国> フィリピン
主な内容	<適用範囲> ・条約は、締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域に適用される。 <義務> ・締約国は適用域内外において核兵器の開発、製造、取得、保有、管理、配置、運搬、実験及び使用を行 わない。 ・締約国は自国領域内において他国の右行為（運搬を除く）を禁止する。 ・締約国は条約適用域内において放射性物質及び同廃棄物の海洋投棄、排出、処分等を行わず、自国領域 内における他国の右行為を禁止する。 <IAEAとの関係、検証制度> ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。 ・締約国は、条約履行についての疑義のもたれる状況解明のために、事実調査団の派遣を執行委員会に要 請できる。 <他の国際法との関係> ・公海の自由、船舶の無害通航権、群島航路帯通航権・通貨通航権等の国連海洋法条約上のすべての国の 権利、又は、権利の行使を害せず。 ・外国船舶、航空機の寄港、着陸、外国船舶による無害通航等に該当しない領海及び群島水域内 の外国 船舶の航行、外国航空機の右水域上空の飛行に関しては締約国に許諾の決定権。
(全ての 又は 一部の) 核兵器国 が対象と なる 議定書	議定書（米、英、仏、露、中） ・核兵器国は、条約を尊重し、条約及び議定書の違反行為に寄与しない。 ・核兵器国は、本条約締約国に対し、また東南アジア非核兵器地帯内において、核兵器を使用せず、また 使用の威嚇を行わない。
核兵器国 の対応	99年7月のASEAN拡大外相会議において中国及び露が、条件付きで署名の意向を表明する等の動 きはあったが、未だ、5核兵器国による署名の見通しは立っていない。

条 約 名	ペリンダバ条約(アフリカ非核兵器地帯条約)
署名・発効	署名：96年 4月11日（未発効） （参考）この条約は、第28番目の批准国の批准書の寄託の日に発効する。
締結状況	<条約の対象・・・域内54ヵ国> <署名国> アンゴラ、ベナン、ブルンジ、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ(共)、コンゴ(民)、ジブチ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、レソト、リベリア、リビア、マラウイ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シェラレオネ、スーダン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア <批准国> アルジェリア、ボツワナ、ブルキナファソ、象牙海岸、ガンビア、マリ、モーリタニア、モーリシャス、南ア、タンザニア、ジンバブエ <域内未署名国> 赤道ギニア、マダガスカル、ソマリア、サハラ・アラブ民主共和国(我が国未承認の国)
主な内容	<条約の適用範囲> ・条約の適用範囲は、別段の規定がない限りアフリカ非核兵器地帯（アフリカ大陸、OAU加盟島嶼国、OAU決議によりアフリカに属するとみなされる島嶼の領域、即ち領土、内水、領海、群島水域、それらの海底及び地下、並びに領空）に適用される。 <義務> ・締約国は、域内外において核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有及び管理を行わない。 ・締約国は、自国領域内における核爆発装置の配置を禁止する。 ・締約国は、域内外において核爆発装置の実験を行わず、自国領域内での実験を禁止する。 ・締約国は、核爆発装置、同製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用を行う。 ・締約国は、アフリカへの有害廃棄物の輸入を禁止し、域内の放射性廃棄物、その他の放射性物質の投棄の援助・奨励を行わない。 <IAEAとの関係、検証制度> ・締約国は、核爆発装置、製造施設の申告、解体、破壊、平和利用への転用の過程に対するIAEA及びアフリカ原子力委員会の査察を受け入れる。 ・IAEAとのフルスコープ保障措置協定締結義務。同協定未締約に対し、平和目的であっても特定核分裂性物質及びその処理、使用、製造のため原料及び資機材の供給の禁止。 ・域内の原子力施設への武力攻撃を行わず、右行為を援助・奨励しない。 <他の国際法との関係> ・本条約は、海洋の自由に関する国際法上の国家の権利及び権利の行使を害しない。 ・外国船舶、航空機の寄港、外国航空機による領空通過、無害通航、群島航路帯通航、海峡の通過通航の権利に含まれない外国船舶の領海、群島水域の航行に関しては、締約国に許諾の決定権。
(全ての又は一部の)核兵器国が対象となる議定書	第1議定書 (米、英、仏、露、中国) ・核兵器国は、本条約及び域内の第3議定書の締約国属領に対し核爆発装置の使用及び使用の威嚇を行わない。 第2議定書 (米、英、仏、露、中国) ・核兵器国は、域内で核爆発装置の実験を行わず、右行為を援助・奨励しない。 第3議定書 (仏、スペイン) ・域内に属領を有する締約国は、本条約の主要な事項（核爆発装置の製造、配置、実験の禁止等）及びIAEA保障措置の適用を確保する。

核兵器国 の対応	第1議定書 仏、中国は批准済み。露、英、米は署名のみ。 第2議定書 仏、中国は批准済み。露、英、米は署名のみ。 第3議定書 仏は批准済み。スペインは未署名。
-------------	--